



学校教育法の改正に伴う専修学校制度における主な制度改革事項（案）について

令和6年 12月

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

学校教育法の改正を受けた主な制度改革事項（案）

※今後、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等を改正予定。

専門課程

	改正前
修了認定	【800単位時間（単位制による学科にあつては30単位）×修業年限以上の授業時数（単位数）】の履修（修得）
入学資格	高等学校等を卒業した者に <u>準ずる学力</u> があると認められる者 （現行の要件） ・ <u>修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者</u> 等
在籍者の呼称	生徒
専門士の称号	<u>告示に基づき、文部科学大臣が認定した課程を修了した者は称することができる。</u>
自己評価及び外部評価	<u>小学校等と同等の項目での自己評価が義務。</u> <u>学校関係者評価が努力義務。</u>

※施行は令和8年4月1日としつつ、必要な経過措置を設けることを検討中。

改正後
【 31単位 ×修業年限以上の単位数】の修得（ 単位数に統一 ） ※学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに学生の修得単位数に基づき当該学年の課程の修了の認定を行うことも可能とすることを検討。
高等学校等を卒業した者と <u>同等以上の学力</u> があると認められる者 （改正後の要件） ・ <u>専修学校の高等課程（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。※）</u> を修了した者 等 ※現行制度における大学入学資格が得られる高等課程
学生
特定専門課程（※）を修了した者は称することができる。 ※現行制度における大学編入学が認められる専門課程
大学と同等の項目での自己点検評価が義務。 外部評価が努力義務。

専攻科

	改正前
専攻科の設置	(新設)
高等教育の修学支援新制度	
大学院入学資格	
高度専門士の称号	

改正後
特定専門課程を置く専修学校には、設置が可能。
専攻科（大学の学部にあつては文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）の学生を対象とする。
専攻科（文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）を修了した者について認めることを検討。
大学院入学資格を得られる専攻科の修了者は称することができることを検討。



その他

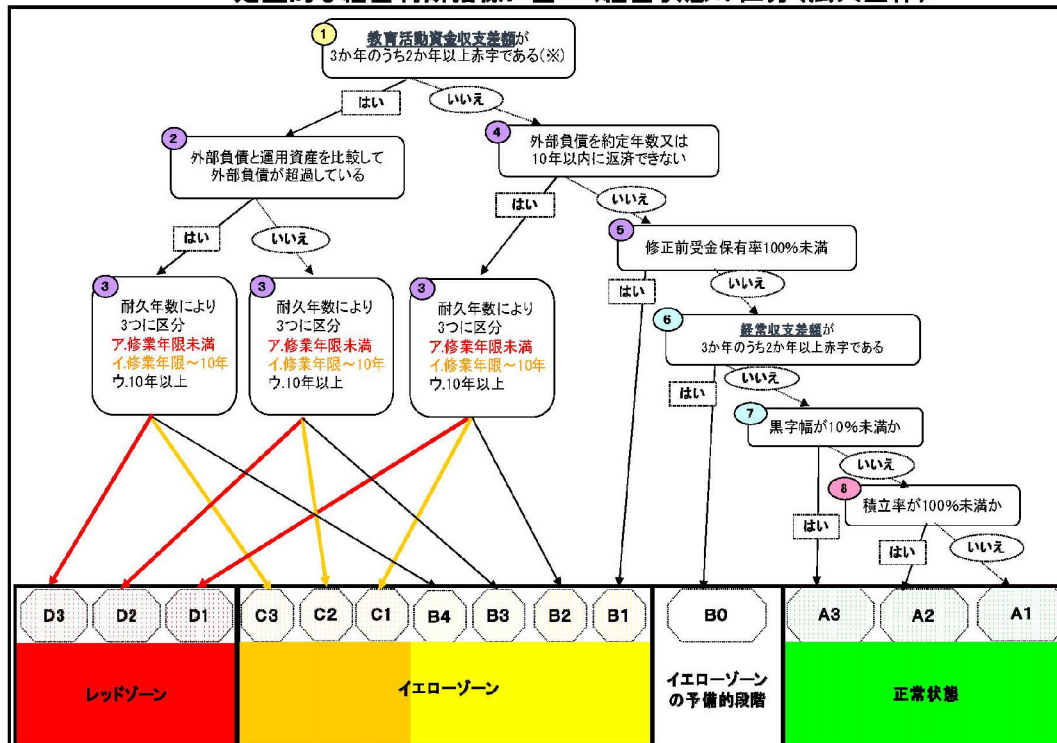
こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> ・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する	<u>国（第3条第2項）</u> ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	初犯対策 (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） ・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査（第7条第1項等） ・被害児童の保護・支援（第7条第2項等） (3) 教員等の研修（第8条等） 防止措置の義務 ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。	再犯対策 (4) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等） ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） 特定性犯罪前科の確認対象 ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊦ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊦ 罰金：刑の執行終了等から10年
	情報管理措置等	○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条）
指導・監督	安全確保措置の指導・監督 ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）	情報管理措置等の実施状況の指導・監督 ・国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日 5

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】

学納金収入＋手数料収入＋特別寄付金収入(施設設備除く)＋一般寄付金収入＋経常費等補助金収入(施設設備除く)＋付随事業収入＋雑収入

【教育活動資金支出】

人件費支出＋教育研究経費支出＋管理経費支出

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

●外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務

●運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券

●耐久年数とは「あと何年で資金ショートするか」を表し、原則として修業年限を基準に設定

●修正前受金保有率＝運用資産÷前受金

●経常収支差額＝経常収入(教育活動収入計＋教育活動外収入計)－経常支出(教育活動支出計＋教育活動外支出計)

●積立率＝運用資産÷要積立額(減価償却累計額＋退職給与引当金＋2号基本金＋3号基本金)

※2015(平成27)年度(新会計基準)から

①教育活動資金収支差額

一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

②③④⑤⑥運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か

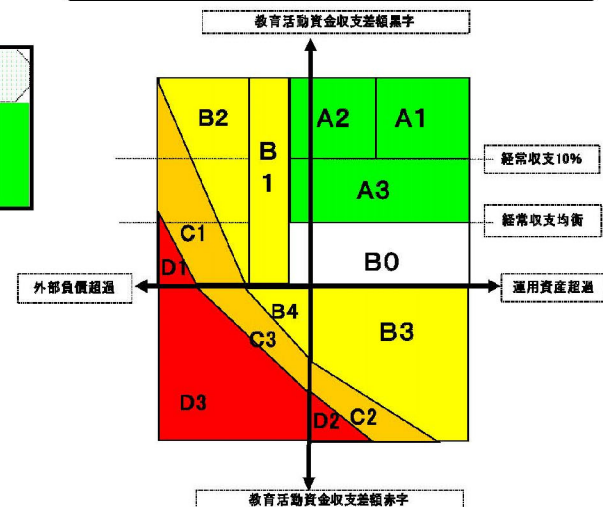
教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題になる。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

⑥⑦経常収支差額

経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

⑧積立率

減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分にされているか。



事 務 連 絡
令和6年11月7日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局省外保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン
の公表について

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）が令和6年4月1日施行されたことに伴い、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第6号で定める「専ら日本語教育を受けようとする場合」には、文部科学大臣の認定を受けた教育機関において教育を受ける必要があるところ、「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準についてガイドラインを公表しました。

については、所管又は所轄の専修学校又は各種学校に対して周知いただくとともに、専修学校又は各種学校において適切な対応がなされるよう指導・助言等を行っていただきますようお願いいたします。

別添1 「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン

<参考>出入国在留管理庁ホームページ

- ・留学生の受入れ等に関する各種ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri10_00187.html

- ・「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001425375.pdf>

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話：03-5253-4111(内線：2915)

「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン

令和 6 年 9 月 3 0 日
文部科学省
出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 1 6 号）の表の法別表第 1 の 4 の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第 6 号で定める「専ら日本語教育を受けようとする場合」については、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 4 1 号）（以下「法」という。）の施行に伴い、文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受ける必要があるところ、「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準については下記のとおりとし、下記 1 と 2 を同時に満たすものを、原則として「専ら日本語教育を受けようとする場合」に該当するものとする。

1 受入れ時の日本語能力水準に関する事項

「専ら日本語教育を受けようとする場合」は、法第 1 条に規定する「日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育」であって、進学又は就職を目的としたものも含め、簡易な程度において施される日本語教育を受けようとする場合をいう。「簡易な程度において施される日本語教育」とは、受入れ時の日本語能力水準が日本語能力試験 N 2 相当未満である者に対し実施されるものをいう。

2 教育内容における簡易な程度において施される日本語教育の割合に関する事項

「専ら」の目安は、修了に必要な授業時間数の概ね 7 割以上を占める場合とする（聴講については、年間の履修授業時間数に占める割合で判断するものとする。）。

3 留意事項

交換留学生（注）及び国費外国人留学生のみを受け入れる教育機関については、認定を受けることを要さない。

なお、日本語能力水準について、一定の学習歴を有する者を多く受け入れていることは同水準の指標とはならず、受入れ時の日本語レベルの指標を定め、試験等により客観的に各留学生の日本語能力を確認できることが必要となる。

（注）学生交換計画（大学間交流協定等）に基づき受け入れる留学生を指す。

本邦の教育機関と本国の教育機関が相互に生徒を受け入れ帰国させるものであって、一方的に生徒を受け入れるものではないことが必要となる。当該計画に係る協定等の締結主体が法人格を有する設置法人であるものであり、計画の内容については選考（選抜）基準、選考（選抜）方法に関すること、学

費、教育内容（カリキュラム）に関することが具体的に定められている必要がある。

4 その他

日本語能力試験N2相当以上の語学力を有するとして本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）を受けようとする者が、「簡易な程度において施される日本語教育」が課程の1年目における授業時間数の概ね7割以上を占める機関に在学しようとする場合や、「簡易な程度において施される日本語教育」を履修授業時間数のうち概ね7割以上聴講しようとする場合等には、その者について「教育を受ける活動」を行うために必要な修学能力に疑義があるとして在留審査が行われる場合がある。